

(2024年度 第06回) さくら山王自治会 役員会議事録

開催日時： 2024年09月21日 13:00~15:05

場所：山王集会所

参加：20名 欠席：4名

【総務部挨拶】

本日役員定数24名に対し、20名出席4名欠席と4分の3を上回っておりますので、今回は成立します。議事進行は会長にお願いしたいと思います。

1. 会長案件

1.1 敬愛短大裏側道路通行止め

《報告》

- ・敬愛短大裏の道路が倒木により封鎖されており、フェンスの破損が原因で修理が必要な状況。
- ・現在、佐倉市土木管理課が地権者と協議を進めているが、修理完了時期は未定。
- ・今後、道路維持課から自治会への連絡が入り次第、状況を共有する予定。

1.2 夏祭り決算報告について

《依頼》

- ・夏祭りから2か月が経過しており、決算報告資料の進捗を確認したい。班長会にて決算報告のタイミングを伝える予定。

1.3 防災備品の助成金申請について

《報告》

- ・県の防災備品助成金に申請した。助成金は1団体のみの条件があり、6団体で抽選を行った。結果として、抽選に外れ申請は不承認となった。
- ・他の助成金の機会があるため、それを調べて適切なものがあれば申請する方針。

1.4 敬愛短大解体工事について

《報告》

- ・敬愛短大の建物解体と宅地造成工事について市役所に確認した。まず解体と廃棄物の搬出工事が行われ、その後宅地造成が進む予定とのこと。
- ・市役所によると、工事業者が近隣住民や自治体に説明する義務はないとのこと。
- ・業者から市役所の担当課である市街整備課へ申請処理がされた際に、近隣住民への事前説明会を実施するように指導していただける予定。今後、問題があれば市役所を通じて対応し、住民からの懸念については市に伝えていく方針である。

1.5 街路樹剪定について

《提案》

- ・街路樹の剪定は現在5年に一度のサイクルだが、予算不足からこの頻度を維持するのが難しい状況。街灯の明かりや標識を遮る街路樹については伐採を検討し、その具体的な方針を議論していきたい。

たい。なお、街路樹の伐採に関しては地域住民の反発の予想もあり、景観を考慮しながら適切な管理方法を決めていく議論を進めたい。

1.6 山王自治会ホームページ立ち上げについて

《提案》

- 自治会ホームページの再立ち上げを検討している。2015年に一度ホームページを立ち上げたが、認知度が低くコロナ禍で運用を停止していた。しかし、再度ホームページの必要性を感じ、立ち上げを進めることにした。立ち上げ自体は問題ないが、運用維持が課題であり、現在具体的な方法は未定。

- ホームページ作成に関わりたい人を募集する。各部から1名協力者を出してもらう方針を検討。まずは3月までに作業部会を立ち上げてベースを作ることを目指し、その後の継続についても検討していく。総務部が主導し、役員会メンバーを中心に内容や運用方法を議論する。

《依頼》

- 各部より1名の協力者を検討していただきたい。
- 次回の役員会でホームページの全体イメージ、ランニングコストを報告していただきたい。

1.7 赤い羽根募金活動の今後について

赤い羽根募金を継続するかどうかについて議論を提案。

■赤い羽根募金の概要

- 赤い羽根募金の7割は佐倉市の社会福祉協議会に、3割は県に割り当てられるが、募金活動は班長が各家庭を訪問し、募金と引き換えに赤い羽根や領収書を渡す形で行われており、班長の負担が大きい。
- 近年、オンラインなどの多様な募金方法が普及しており、自治会としての協力の必要性に疑問を持っている。募金は任意であり、組織的に行う必要がない。また、自治会が天引きして、募金を代わって団体に納めることは法的に問題がある。
- 募金活動をやめることは簡単で、将来的に復活も可能。

■赤い羽根募金活動継続可否についての意見

- 班長が各家庭を訪問する形での募金依頼は、断りにくいため半強制的である。そのため、赤い羽根募金活動を自治会で実施する必要はない。もしやりたいのであれば、個別に実施していただくのがよい。
- 募金袋を回覧板につけて募金を促すことも半強制的ではある。
- 自治会が労力をかけて募金協会の代理を務める必要はないと感じている。
- 若い人は、曖昧な目的の募金は好まないと思う。新しい方に自治会に入会してもらうことを考えるのであれば、赤い羽根募金や愛の募金は障害となりうるため、自治会での募金活動はやめた方がよい。
- 「愛の募金」や「日本赤十字（日赤）」への寄付についても議論の対象としたい。特に日赤の活動が不透明であり、寄付の必要性に疑問を感じるが、社会福祉協議会への支援は、地域社会に役立つサービスを提供していることから継続を支持したい。
- 自治会という組織が募金活動に関わるのは、強制や、押し売りなどの意味合いにとられることは良くない。募金は各個人の判断でやっていただくというのがよい。

《赤い羽根募金活動継続可否について》

- ・自治会として赤い羽根募金活動を継続しない。
⇒賛成多数の挙手にて採決。この決定は班長会で報告し、班長会でも意見を聞く。
- ・自治会が募金活動にどのように関わるかについてのルールも改めて決める必要がある。

1.8 山王地区計画について

《報告》

- ・班長会で山王地区の都市計画について説明するための資料を準備した。
- ・2000 年 3 月に緑化協定の期限が切れ都市計画が制定され、10 年ごとに見直す規定となっているが見直されていない。
- ・この地区全体のまちづくりをどうするのか、包括的に考える必要がある。
- ・都市計画は自治会が市へ提案し、規定を作った経緯があり、今後の計画変更には再度同じ手順が必要。班長会で現状の問題と次のステップを議論する予定。

2. 各部報告

2.1 防犯部

《報告》

- ・アルソックを通して防犯カメラを導入しているがコストがかかるため、セコムに依頼したが、会社として屋外公共用の防犯カメラを積極的に進めていない印象で、期待できない。
- ・現在、新たな防犯カメラ購入先を探しており、防犯カメラ設置の実績がある酒々井の電気工事業者に相談して前向きな回答をいただいている。繁忙で対応に時間がかかっているが、安価で導入できる期待はある。
- ・現状、既設カメラのうち 9 月の点検で 1 台が故障し、合計 2 台故障している。防犯カメラの耐用年数は 5 年であるため、今後さらに故障が見込まれている。

《会長コメント》

- ・山王地区は 11 台の防犯カメラを設置している。これから故障するカメラも増えていくため、少しでも費用がかからない形で更新をしていく予定。

2.2 環境部

全戸一斉掃除および班割りについて、詳細は班長会で説明する。

《質疑応答》

- ・山王公園と集会所間の竹やぶの掃除を自主的に行ってきた。集会所の道路を担当していた班を竹やぶ周辺の掃除に割り振ったらどうか。
⇒通行止めが解除される見込みがなく、10 月 6 日、12 月 1 日の全戸一斉清掃の掃除担当割り振りは現行案で進めたい。高田公園と上の谷公園の広さは、他の公園よりも広いため担当する班を割り振っている。来年度は新しい環境部との引き継ぎで再度検討する予定。
- ・27 班は竹やぶの掃除を継続してもよいのか？
⇒公園清掃は市との契約に基づくため、10 月と 12 月の清掃には高田公園の担当をお願いしたい。ただし、27 班の竹やぶ清掃は任意であり、班長の判断に委ねる。
- ・上の谷公園、高田公園へ掃除場所が移動になる班の道具はどうするのか？

⇒新たに移動する班については、道具責任者から外れており、道具を持っていく必要がない。班長はゼッケンを着用し、参加人数を確認すること。10月と12月の清掃については道具の量を増やして対応する予定。

《会長コメント》

- ・敬愛短大裏側の道の通行止めが、解除される日が未定である。また、現時点9月の3週目であり全戸一斉清掃まであまり日にちがない。10月の掃除に関しては環境部提案の進め方でよい。
- ・掃除場所の割り振りや、用具責任者についてなど班長会で補足をお願いしたい。

2.3 防災部

《報告》

- ・11月9日に防災訓練を実施する。チラシをこれから印刷して、次回の班長会で全戸配布をしていただくという段取りを予定している。詳細は班長会で説明する。

2.4 福祉部

《報告》

- ・進捗報告をする。8月24日にチラシを全戸配布し、8月29日に山王小学校体育館の使用申請を出している。現在、バザー参加者は5件のみで、さらなる出店者を募集中。
- ・販売業者は数社確保済み。

《会長コメント》

- ・出店数を増やす必要があり、出店への協力をお願いしたい。バザーは体育館で行う予定であり、駐車場誘導などの人員も各部長や班長に依頼する予定。具体的な作業内容については次回の会議で説明する。

2.5 総務部

《報告》

■会員 非会員の状況調査結果について

- ・前回の調査では、会員数は973世帯、非会員数は163世帯だったが、今回の調査では会員数が967世帯に減少し、非会員数が200世帯に増加した。この増加の理由は、空き家や空き地が減り、住人数が増えたものの、非会員のままであることや、退会情報が伝達されていなかったことがあげられる。
- ・新規入居者が会員にならない現状に対し、自治会活動への関心の低さが要因の一つとして考えられる。

《会長コメント》

- ・自治会の会員数を増やしたい。自治会活動のPRを強化し、広報手段としてホームページの利用を検討。また、辞める会員を減らすための施策について役員会で検討する必要がある。
- ・会員減少は交付金の減額や会費収入の減少に直結し、活動への影響が大きいことから、辞めた人を戻し、新規会員を増やすためのアイデアを議論していきたい。
- ・市役所からの交付金は会員数に基づいており、自治会活動に対して交付される。一方で、市役所からは非会員への配布も依頼されていることから、総務は全世帯に基づく交付金が妥当ではないかという意見もあるが、まずは会員数を増やす努力が必要。

- ・多くの人が班長になることを面倒と感じているため、強制的に役職を割り当てるのではなく、班内での合意をもとに柔軟に対応することが重要。
- ・次年度の班長候補について、年内に案内資料を配布し、各班で候補者を決めるように進めて欲しい。班長選びが強制と受け取られないようにし、自治会の活動に関心を持ってもらうようにしていただきたい。

■AED レンタル契約

- ・新しい AED が 9 月 9 日に玄関受付の棚に設置した。当初、外に設置する案であったが、業者からのアドバイスにより、環境による故障のリスクを避けるため、屋内に設置することにした。今後も引き続き、玄関受付の棚に置く予定。

■集会所周辺の剪定作業について

- ・集会所周辺の剪定作業が 9 月 28 日（土）に予定されており、当日、駐車場の使用は禁止。その旨は利用団体に説明し玄関に注意書きも掲示する予定。班長会でも同様のことを伝える。また、10 月 5 日の秋祭りのために愛光から駐車場の利用依頼があり、前日夜にコーンを設置する予定。

2.4 施設部

《報告》

■予約システム「レゼルバ」の導入後の状況について

- ・新しい予約システムは 9 月 1 日から開始され、班長や利用団体に案内を行った。また、利用者のために平易な形でマニュアルも配布。一団体だけがマニュアルを見ていなかったため、会長の指導で解決された。現在、システムの利用は順調で、多くの予約が入っている。改善点があれば提案を歓迎し、今後も改良を続けていく方針。
- ・自治体活動などで無償利用する団体に対して料金表示は無視して構わない。予約システムにおける名前の入力、管理のため姓に「自治会〇〇部」と記入し、名の欄に個人名を入れるようお願いしたい。

■集会所利用規約改定案について

- ・予約システムに関連する集会所使用規則の修正案を作成した。現状と異なる部分や整理が必要な帳票もあり、会長からの要望も考慮して全面的に見直しを行った。使用規則の目的部分も文言を改め、内容は同じだがより明確な表現に変更した。
- ・新たに規則の改廃に関する条項を追加し、誰がどのように改定できるかを明確化。
- ・運営委員会の役職名についても、自治会の役員と混同を避けるため「委員長」「副委員長」に変更した。また、運営委員会は役員会で構成され、その場で使用規則の改廃が発議されることを定義。改廃の承認については班長会で決議されるように設定したが、これが最適かどうかについてはまだ検討中。
- ・使用規則の修正について、まず、「権限」の漢字を「限界の限」から「原」に変更することを決定。これは消防法で「原」が正しい表記であるため。また、営利目的の使用に関する但し書きを削除し、公共の建物として営利目的での使用を許可しないことを明確にした。さらに、「厚生活動のための集会」と記載されていた部分から「集会」の文言を削除し、より広い活動に対応するよう修正を行った。

- ・現在、施設使用届を毎回提出する必要があるが、予約システムに規定を記載しているため、使用届の廃止を提案。施設の使用団体届を年 1 回提出することで、代表者や副代表者が使用責任者となり、使用中の事故防止に責任を負うようにするという点に変更なしとしている。
- ・年度初めに提出していただく、施設使用届書の書式を変更。連絡先に新たにメールアドレスの項目を追加し、迅速な連絡が取れるように改善をはかる。
- ・年度途中で使用団体届に記載事項の変更があった場合、運営委員会に再提出することを求める条項を追加。また、運営委員会は提出された変更内容を審査し、規則に合致していれば当該年度の使用を許可し、使用団体に通知することも追加。
- ・臨時で集会所を使用したい場合についての対応を新設。年に 1 回の届出がない団体でも、施設臨時使用届を提出し、運営委員長または副委員長の承認を得れば利用可能とし、その際の予約入力は委員長または副委員長が代行することとした。
- ・団体利用は原則 3 名以上とする規定を追加し、佐倉市の規則に合わせた変更を行った。
- ・施設使用後の後片付けについては、簡単な 4 項目のチェックリストで点検を行う形式に変更し、使用届の手間を軽減させる。
- ・集会所の鍵の管理について、鍵の保管管理を委任する自治会役員のリストを策定し、年度ごとに次年度役員に継承することを明記。また、以前は貸し出しノートに記録する規定があったが、現状に合わせて廃止し、利便性を高めた。さらに、キーボックスの利用についても文言を修正し、運営副委員長（施設部長）がキーボックスと暗証番号を管理し、1 年以内で定期的に変更することとした。鍵の廃止が進む場合、これらの条項も不要になる可能性がある。
- ・集会所使用に関する書類を簡素化し、使用点検票で統一させる。キッチンやエアコンの使用後の管理徹底を強調し、規則違反があった場合は集会所の使用承認を取り消す可能性があることを明記。これにより運用の効率化と管理の強化を目指す。
- ・備品の損壊や紛失時に運営委員長に届出を義務づけ、その際、保険が適用できる場合もある。
- ・敷地内は全面禁煙とし、アルコール飲料の摂取も原則禁止としたが、特別なイベントでは年 2 回を限度に許可する文言を追加。ただし、この許可条件にはゴミの持ち帰りや騒音への配慮が求められる。
- ・施設使用順位と使用料の徴収に関する内容を改定。予約は原則先着順だが、運営委員長が優先順位を調整することが可能。また、使用料は自治会活動、福祉・厚生活動、官公庁の公務使用の場合は無料とするが、趣味の会などについては料金で徴収。年度初めに運営委員会が無料対象を承認する。使用料は各部屋一律で 100 円、30 分単位の予約は 50 円と設定され、徴収方法は運営委員会が指示することとし、規定を柔軟に管理するため詳細は別枠で規定する方針とした。

■集会所利用規約改廃手順について

- ・規則の改廃手順について、集会所の運用に関する規則の改廃は役員会で決定すべきであり、班長会にまで持ち込む必要はない。これは運用規則の変更は現場の状況に応じて臨機応変に対応するべきである。運営委員会が主体となり、委員長と副委員長が役員会に発議し、改廃について役員会で議論・決定する形とし、班長会まで決議に入れない方針としたい。班長会まで決議をいれた方が良い方は挙手をお願いしたい。

⇒挙手少数。集会所利用規約は運営委員会の役員会にて決めることとする。

■集会所での飲酒についての意見交換

- ・利用者が自由に使える集会所であるため、飲酒は基本的に許容されるが、他団体からのクレームがあれば控えるように注意すべき。
- ・佐倉市の公民館では飲酒禁止である。集会所も準ずるべきではないか。
⇒集会所の使用優先順位は葬儀であり、飲酒禁止は厳しい。
- ・飲酒に関するガイドライン(特別なイベントや年2回までなど)を規則に明記することはどうか。
- ・運営委員長の承認を得て飲酒するイベントを開くのはどうか。
- ・「原則禁止」としつつ例外を設ける形が良い。特別なイベントやお祝い会などでの飲酒を認める柔軟な規定が好ましく、年2回の制限や承認の必要性については見直しを求めたい。
- ・承認の手続きや文言を加えずに、利用者が常識的に利用することを信頼したい。規定には必要最低限の制約を設け、特別なケースのみ飲酒を認める形で規則をまとめるのがよいのでは。

《結論》

- ・飲酒は「原則禁止」とし、ただし特別なイベントの場合は例外とする形が望ましい。「特別なイベントなどでのアルコールの摂取はその限りではない」を追記し、年2回の制限や運営委員長の承認などの文言は削除。また、他の団体への迷惑を避けることを強調するため、「騒音などで他の利用団体に迷惑がかからないようにする」という表現を追加し、公序良俗を守るという一般的な社会通念を利用団体に意識してもらいたい。

■集会所利用規約案についてその他の意見交換

- ・防火管理者の届け出の部分において、この内容は集会所の管理規定に織り込む内容であり、いま議論している集会所の使用規則には入れない方がよい。この記載のある第3条は削除するのが望ましい。
⇒3条を削除し、以降、条数を繰り上げる修正をお願いする。
- ・管理権原者の定義が現行の規定では不十分である。管理権原者が誰かが明確でなく、防火管理規定に基づく自治会長である旨を文書に記載すべき。
- ・使用点検票について、部屋単位で使用しているため、使用した部屋の情報(小・中など)も記録に追加する必要があるのでは。
- ・使用点検票に記載があるが、ゴミを持ち帰らない方がいる。印刷室のゴミ箱を集会所全体のゴミ箱と認識されている可能性があり、撤去したい。
- ・月2回の業者による集会所掃除の際、ゴミは立会をした施設部部員が持ち帰り処分する負担が発生している。そのため、ゴミ箱を撤去する案や注意書き表示をする案もよいと思う。別途、議案にしたい。
- ・年度初めに提出する施設使用届書について、団体名、略称、代表者、自治会代表者、副代表者まで記入する書式である。代表者は一人として、同じグループで自治会の方の連絡先を記入するのはどうか。また、代表者が必ずしも自治会会員である必要はない。
- ・団体の代表者は、山王自治会会員が望ましい。空調、照明などは自治会費で運営しており、そのお金は会員から集めた自治会費から賄われている。また、記載する方を1名とすると連絡がつかない場合もあるため、代表者以外に連絡が取れる人の情報を追加する。
- ・団体の代表者を自治会会員であることを誓約書に記載し、チェックを入れてもらうのはどうか。
- ・集会所の住所に利用団体からの郵便物が届く問題がある。施設使用届書で自治会住所を使用し

ないようにしていただきたい。これについては、最初の団体届書にて確認していただきたい。

- ・少年野球部の合宿利用や災害時の避難所利用に関する規定についてどうか。
- ・これらは特別なケースであり、通常の規定に含める必要はない。災害時の利用については、役員会や自主防災会議で都度決定することが適切。

■集会所利用規約案の承認について

- ・修正した資料をサークルスクエアで共有し、1 週間のレビュー期間を設け、何かコメントがあれば修正を追加する。
- ・追加修正がなければ、一度会長が確認し承認をする、
- ・予約システムが 10 月 1 日から開始するため、規約の運用開始日は 10 月 1 日とする。

以上。

【次回開催予定】

役員会開催予定	10 月 19 日	13:00～15:00
班長会開催予定	10 月 19 日	15:30～16:30